

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年 6月29日
【会社名】	オリンパス株式会社
【英訳名】	OLYMPUS CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 笹 宏行
【本店の所在の場所】	東京都八王子市石川町2951番地
【電話番号】	東京3340局2111番（代表）
【事務連絡者氏名】	総務部長 増田 孝
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿 2丁目3番1号 新宿モノリス
【電話番号】	東京3340局2111番（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 新本 政秀
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【提出理由】

平成28年6月28日開催の当社第148期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づき、臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日 平成28年6月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の配当の件

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき17円 配当総額 5,817,993,317円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の廃止により、定款の一部削除および条数の繰り上げを行う。また、業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することができるよう、所要の変更を行う。

第3号議案 取締役11名選任の件

取締役として、笹 宏行、竹内康雄、田口晶弘、小川治男、平田貴一、蛭田史郎、藤田純孝、鷓瀨恵子、片山隆之、神永 晋、木川理二郎を選任する。

第4号議案 監査役4名選任の件

監査役として、斎藤 隆、清水 昌、名取勝也、岩崎 淳を選任する。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、手島 厚を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	賛成率(%)	決議結果
第1号議案	2,811,639	111,093	27	96.03%	可決
第2号議案	2,919,173	3,340	249	99.71%	可決
第3号議案					
笹 宏行	2,869,348	53,309	101	98.00%	可決
竹内 康雄	2,905,639	17,020	101	99.24%	可決
田口 晶弘	2,905,692	16,967	101	99.24%	可決
小川 治男	2,905,616	17,043	101	99.24%	可決
平田 貴一	2,915,166	7,493	101	99.57%	可決
蛭田 史郎	2,908,431	14,228	101	99.34%	可決
藤田 純孝	2,907,867	14,792	101	99.32%	可決
鷓瀨 恵子	2,871,559	51,098	101	98.08%	可決
片山 隆之	2,921,310	1,350	101	99.78%	可決

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	賛成率(%)	決議結果
神永 晋	2,921,920	740	101	99.80%	可決
木川 理二郎	2,922,082	578	101	99.80%	可決
第4号議案					
斎藤 隆	2,843,193	79,537	27	97.11%	可決
清水 昌	2,879,778	42,954	27	98.36%	可決
名取 勝也	2,911,157	11,577	27	99.43%	可決
岩崎 淳	2,915,986	6,748	27	99.60%	可決
第5号議案	2,825,749	96,984	27	96.51%	可決

(注) 1. 各議案の可決要件は次のとおりです。

第1号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成です。

第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席およびその議決権の3分の2以上の賛成です。

第3号議案、第4号議案および第5号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席およびその議決権の過半数の賛成です。

2. 賛成率の算定にあたっては、株主総会前日までに事前行使された議決権数と株主総会当日出席者の議決権数の合計である2,927,799個を分母としています。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および本総会当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たしたことが明らかとなり、会社法上適法に決議が成立したため、確認ができた一部株主を除く本総会当日出席株主の賛成、反対および棄権に係る議決権の数は加算していません。

以上